

国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンシ  
ヨット型研究開発等）に関する報告書及び同報  
告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生  
労働大臣及び経済産業大臣の意見

本電子媒体(PDF)は原本と相違ない。

令和2年11月24日

内閣府 日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室

文部科学省 研究振興局

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課

経済産業省 商務情報政策局

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発等）に関する報告書を、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンシ  
ョット型研究開発等）に関する報告書及び同報  
告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生  
労働大臣及び経済産業大臣の意見

国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和元年度特定公募型  
研究開発業務（ムーンショット型研究開発等）に関する報告書 · · · · · 1

国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和元年度特定公募型  
研究開発業務（ムーンショット型研究開発等）に関する報告書  
に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済  
産業大臣の意見 · · · · · 23



国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンシ  
ヨット型研究開発等）に関する報告書



## 目 次

I.	令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発等）に関する報告書	5
II.	参考資料	9
	資料 1	革新的研究開発推進基金補助金交付要綱（令和 2 年 3 月 10 日 内閣総理大臣決定）
	資料 2	革新的研究開発推進基金設置規程（令和 2 年 3 月 12 日 規程第 8 号）
	資料 3	革新的研究開発推進基金の運用取扱い規則（令和 2 年 3 月 12 日 規則第 8 号）
	資料 4	参照条文等



# I. 令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発等）に関する報告書

## 令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発等）について

### 1. 基金の概要

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、第1期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務として、健康・医療戦略推進本部が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）及び企業原資の研究費を組み合わせることにより、産学官共同による医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発等を、機構の業務内容や目的に照らし推進すると定められたことを受け、令和2年3月17日に、革新的研究開発推進基金補助金交付要綱（令和2年3月10日内閣総理大臣決定）（資料1）に基づき100億円が機構に交付され、令和2年3月27日に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第17条の2の規定及び革新的研究開発推進基金設置規程（令和2年3月12日規程第8号）（資料2）に基づき、その全額をもって基金が造成された。

### 2. 基金の管理体制等

特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発等）（以下「業務」という。）を適切に執行するため、基金事業準備室を設置し、体制・関係規程等の整備に着手し、令和2年4月1日の研究開発統括推進室基金事業課の発足に向けて、業務に必要な準備を行った。

基金の運用については、「革新的研究開発推進基金の運用取扱い規則」（令和2年3月12日規則第8号）（資料3）を制定した。

### 3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（単位：百万円）

		令和元年度	令和2年度（見込み）
前年度末基金残高（a）		—	10,000
収入	国からの資金交付額	10,000	200
	運用収入	—	0

	その他	—	—
	合計 (b)	10,000	200
支出	事業費	—	2,145
	管理費	—	55
	合計 (c)	—	2,200
	国庫返納額 (d)	—	—
	当年度末基金残高 (a+b-c-d)	10,000	8,000
	(うち国費相当額)	(10,000)	(8,000)

#### 4. 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

	令和元年度
実施決定件数 (単位：件)	—
実施決定額 (単位：百万円)	—

#### 5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和元年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

(令和元年度末基金残高) ÷ (令和2年度以降業務に必要となる額)

#### 6. 研究開発事業の目標に対する達成度

ムーンショット型研究開発制度においては、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進することとされている。この研究開発の推進に向けて、機構は適切な評価体制を構築した上でプロジェクトマネージャー（PM）を公募・選定し、選定後はPMの研究開発計画立案の支援、また研究開発実施期間中はPM活動支援等、研究開発の支援を実施する。さらに、定期的な研究開発プログラムの進捗状況の把握に努めるとともに、中間評価・終了時評価を通じて、効果的な事業運営を実施していく。また、企業原資の研究費を組み合わせ、医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発等を、産学官共同により推進することとされており、その推進においては、適切な企業原資のマッチングスキームの策定等を行い、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、効果的な事業運営を実施していく。

令和元年度は、体制・関係規程等を整備するとともに、事業の効果的な運用を目指し、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等と協議を行い、着実に事業運営を実施した。



## II. 參考資料



(資料 1)

令和 2 年 3 月 10 日  
内閣総理大臣決定

革新的研究開発推進基金補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）に、健康・医療戦略推進本部が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及び企業原資の研究費を組み合わせることにより、産学官共同による医薬品・医療機器等の研究開発等（以下「研究開発事業」という。）を実施するとともに、これに附帯する業務を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金は、機構が基金の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、次の表の第 1 棚に定める基準額と第 2 棚に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。  
ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
-------	--------

当該年度予算額	機構の基金の造成に要する経費
---------	----------------

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 機構は、事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。
  - イ 基金の名称
  - ロ 基金の額
  - ハ 上記ロのうち国費相当額
- 二 研究開発事業の概要
- ホ 研究開発事業の目標
- ヘ 研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制
- 二 事業内容の変更をする場合には、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 五 基金により行う業務（以下「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
- 六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
  - イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
  - ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の2第2項に基づき、基金に充てるものとする。
  - ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
  - ニ 基金により行う業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。
  - ホ 機構は、科技イノベ活性化法第27条の3第1項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。
    - （1）基金の額（年度末残高及び国費相当額）

- (2) 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）
  - (3) 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額
  - (4) 保有割合
  - (5) 保有割合の算定根拠
  - (6) 研究開発事業の目標に対する達成度
- ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。
- ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余額を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(交付申請手続)

第6条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第7条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式2による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式3による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

2 前2条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第9条 機構は、前条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 機構は、第8条第1項により交付決定通知を受け、補助金の支払を受けようとするときは、別紙様式4による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第 11 条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第 12 条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日又は事業が完了した日の年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別紙様式 5 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 14 条 大臣は、事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、

第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
  - 二 機構が、補助金を第 2 条の目的以外の用途に使用した場合
  - 三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規

定を準用する。

(補助金の経理)

第 15 条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 2 年 3 月 10 日から施行する。

革新的研究開発推進基金設置規程

令和2年3月12日  
規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、革新的研究開発推進基金（以下「基金」という。）の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第2条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により、健康・医療戦略推進本部が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及び企業原資の研究費を組み合わせることにより、産学官共同による医薬品・医療機器等の研究開発等を実施するとともに、これに附帯する業務を実施するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に基金を設置する。

(基金の業務)

第3条 基金は、革新的研究開発推進基金補助金交付要綱（令和2年3月10日内閣総理大臣決定）第2条に規定される研究開発事業及びこれに附帯する業務に充てるものとする。

(基金の資金運用)

第4条 基金は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条に規定する金融機関への預金その他安全な方法により運用するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月12日から施行する。

(資料3)

革新的研究開発推進基金の運用取扱い規則

令和2年3月12日  
規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、革新的研究開発推進基金設置規程（令和2年規程第8号）第5条に基づく革新的研究開発推進基金（以下「基金」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることとする。

(資金運用の原則)

第2条 基金の資金運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした資金運用に努めること。
- (2) 資金運用は事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 元本回収の安全性及び確実性に最大限配慮し、資金の効率的な運用を図ること。

(資金運用方法)

第3条 基金の資金運用に当たっては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項に規定する方法により行うものとする。

2 支払時期が1年を超えると見込まれる資金については、短期的な資金運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うことができるものとする。

(取引相手の選定)

第4条 取引相手については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第7条 金融商品の資金運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体（以下「資

金運用先金融機関等」という。)が第4条又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。  
(資金運用責任者等)

第8条 資金運用責任者は、理事長とする。

2 資金運用業務は、経理部が行うものとする。  
(基金の出納)

第9条 基金の出納業務は、会計規程(平成27年4月1日規程第20号)第4条第1項に規定する出納命令職の命令に基づき、会計規程第4条第1項に規定する出納職が行う。

(資金運用先の監視・情報収集)

第10条 出納職は、資金運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うとともに、資金運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の資金運用において事故が発生した場合は、経理部長は直ちに理事長に報告しなければならない。

#### 附 則

この規則は、令和2年3月12日から施行する。

## 参 照 条 文 等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（抄）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）（抄）  
(基金の設置等)

第十七条の二 機構は、主務大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十六条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（以下この条及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○国立研究開発法人日本医療研究開発機構業務方法書（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣認可 平成27年4月1日）（抄）  
(基金を活用した研究開発及びその環境の整備)

第8条の3 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けられた基金を活用し、健康・医療戦略推進本部が決定する目標の下、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発及び企業原資の研究費を組み合わせることにより、产学研官協働による医薬品・医療機器等の研究開発及びその環境の整備を促進するものとする。

2 機構は、前項の実施に当たっては、我が国発の破壊的イノベーション及び医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の創出を目指し、当該研究開発及びその環境の整備を企業、大学、研究機関等にて行うものとする。

○国立研究開発法人日本医療研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）

（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣決定 平成27年4月1日）（抄）

⑦基金等を活用した中長期的な研究開発の促進等

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、国から交付される補助金により基金を設ける。これを活用した同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ムーンショット型研究開発制度の下で、戦略協議会（仮称）等を通じて、総合科学技術・イノベーション会議で定める目標とも十分に連携しつつ、ビジョナリー会議の助言等を踏まえて健康・医療戦略推進本部が決定する目標の実現のため、我が国発の破壊的イノベーションの創出

を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を、AMEDの業務内容や目的に照らし所管府省と連携して推進とともに、基金と企業原資の研究費を組みあわせ、医療上の必要性が高く特に緊要となった医薬品・医療機器等の研究開発を、産学官共同により推進する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において適時目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。



国立研究開発法人日本医療研究開発機構  
令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンシ  
ヨット型研究開発等）に関する報告書に付する  
内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び  
経済産業大臣の意見



科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発等）に関する報告書に付する内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣の意見は次の通りである。

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

令和元年度特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発等）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構においては、総合科学技術・イノベーション会議及び健康・医療戦略推進本部が策定した方針に基づき、事業の効果的な運用を目指し、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等と協議を行い、体制・関係規程の整備を行うなど、着実に業務を実施した。
2. 基金の管理については、関係規程の整備を行い、安全性の確保を重視した取組を行った。また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、効率的な運用にも配慮した適切な運用が図られた。





